

財務省告示第二百八十五号	省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十五日発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
財務大臣 谷垣 禎一	平成十七年七月二十五日	利付国庫債券（五年）（第四十七回）	十四号（第四條第一項及び平成十七年七月二十五日発行の公債の発行の特例等に関する法律（平成十七年法律第十九号）第二條第一項並びに国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第七十五号）第五條第一項）	成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行額のうち、財政法第四條第一項の規定に基づき発行する利付国債の額は、四百億円	十面五万円で、七十億三千八百九十

六 払込金額

計法第五条第一項の規定に基づき発行する利付国債については、額面金額で百八十億七千六百七十五万円

八 振替単位

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと

九 発行日の募集価格

平成十七年七月二十五日  
額面金額百円につき百円三十五

十一 利率

年 銭  
・ 五パーセント

(一) 額に日本郵政公社総裁は、払込金額を加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{35}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座

座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(た

だし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人の適用を受ける所得税の税率

十三 初期利子

を乗じた金額)を控除することができる。

平成十七年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{借入金総額}}{100} \times \frac{0.5}{360} \times 1$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成二十二年六月二十日額面金額百円につき百円

十六 元金

日本銀行

十八 払込期日

平成十七年七月十五日から平成十七年七月二十五日まで

十九 払込期日

平成十七年七月二十五日